

議第 25 号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 10 月 17 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成 17 年鶴岡市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 号の冬季の項中

「

鶴岡市立朝日中学校	砂川
-----------	----

」を

「

鶴岡市立朝日中学校	砂川、三栗屋、上名川、中野新田、沖田、野中、北野、熊出中、熊出下、漆原
-----------	-------------------------------------

」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

鶴岡市手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

鶴岡市教育委員会

教育長 布 川 敦

鶴岡市教育委員会規則第1号

鶴岡市手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

鶴岡市手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例施行規則（平成17年教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表講堂の項中「400円」を「410円」に改め、「暖房のみ」を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。